

清川村行政改革推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 住民の要請に応えた簡素で効率的な開かれた行政運営の改革の推進を図るに当たり、広く住民から意見を求めるため清川村行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、清川村行政改革の推進に関して必要な事項について事務局から報告を受け、意見を述べる。

(委 員)

第3条 委員会の委員は、13名以内とする。

2 委員は、行政について識見を有する者のうちから村長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、清川村政策推進課で処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年8月2日から施行する。

(清川村行政改革懇話会の廃止)

2 清川村行政改革懇話会(昭和60年9月1日設置)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

清川村行政改革推進委員会委員

次の各団体の構成員の中から当該団体が推薦する者

	団 体 名 等	推 薦 人 数
1	清川村議会	2名
2	自治会長連絡協議会	1名
3	煤ヶ谷婦人会	1名
4	清川村消防団	1名
5	清川村社会福祉協議会	1名
6	清川村農業委員会	1名
7	清川村商工共栄会	1名
8	宮ヶ瀬水の郷観光協同組合	1名
9	清川村教育委員会	1名
10	一般	3名